

令和5年度第1回小牧市都市景観審議会議事録

1 開催日時

令和5年8月1日（火）10時00分から11時30分

2 開催場所

小牧市役所 東庁舎5階 大会議室

3 出席委員（名簿順）

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
河内 伸一	小牧市議会副議長
高原 元助	愛知建築士会春日井支部
谷口 文男	小牧商工会議所
倉知日出美	小牧市女性の会
笹原 浩史	小牧市市長公室長

4 欠席委員

大野 公大	小牧青年会議所
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
八木 裕介	小牧市観光協会

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
堀場 武	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任

6 傍聴者

0名

7 会議内容

1 議題

- (1) 会長の選出について
- (2) 職務代理者及び議事録署名者の指名について
- (3) 小牧市景観計画（案）の策定について

2 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、小牧市都市景観審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、このたびは委員就任につきましてご快諾を賜り、重ねてお礼申し上げます。

委員の皆様方のお手元には委嘱状を配付させていただいており、任期は令和5年8月1日より令和7年7月31日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

本来であれば、委員お一人お一人に交付をさせていただくところではございますが、時間の都合上、このような形に代えさせていただきましたこと、ご了承ください。

また、委員及び事務局職員の紹介につきましては、小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿をもって代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより令和5年度第1回小牧市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は7名であります。したがって、小牧市都市景観条例施行規則第13条第2項により、本会議は成立いたしております。

また、小牧市都市景観審議会運営規程第5条第1項により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催に当たり、事務局を代表して都市政策部長の鶴飼より挨拶を申し上げます。

【事務局（鶴飼部長）】

改めまして、おはようございます。都市政策部長の鶴飼でございます。よろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、そして大変暑い中、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、先ほど進行の者から話ございましたが、当審議会委員の就任につきましてご快諾を賜り、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

当審議会の設置の目的につきましては、良好な都市景観の形成に関し必要な事項を定めることにより小牧市を魅力ある美しいまちとすることといたしておりますので、委員の皆様方におかれましては広い角度からの貴重なご意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、議題といたしまして、「小牧市景観計画（案）の策定について」を予定いたしております。その内容につきましては、後ほどご説明申し上げますが、委員の皆様方におかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては事前に送付をさせていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、「資料1 小牧市景観計画（案）の策定について」、「資料2 市民アンケート調査の実施について」、参考資料として「小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿」、「小牧市都市景観条例」、「小牧市都市景観条例施行規則」、「小牧市都市景観審議会運営規程」、「小牧市都市景観基本計画の改定に係る基本方針」、「小牧市都市景観基本計画」、以上となっております。

不足している資料等ございましたらお申しつけいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては会長にお務めいただくことになっておりますが、委員任命後初めての審議会であり、会長が選出されておられませんので、会長が選出されますまで仮議長を事務局で務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【事務局（馬庭係長）】

異議なしの声をいただきましたので、都市政策部長の鶴飼が仮議長を務めさせていただきます。

【仮議長（鶴飼部長）】

僭越ではございますが、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。初めに、日程第1、議題（1）会長の選出についてであります。事務局からの説明を求めます。

【事務局（丹羽課長）】

都市計画課長、丹羽。

それでは、会長の選出について説明させていただきます。

本日お配りしました、小牧市都市景観条例施行規則第12条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることとされております。

以上であります。

【仮議長（鶴飼部長）】

説明は終わりました。

会長の選出につきましては、条例施行規則によりまして委員の互選により定めることとされております。

委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

河内委員、お願いします。

【河内委員】

指名推選の方法でいかがでしょうか。

【仮議長（鵜飼部長）】

ありがとうございます。

ただいま河内委員より指名推選とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【仮議長（鵜飼部長）】

それでは、指名推選の方法で行うことといたします。

どなたか推選はございませんでしょうか。

河内委員、お願いします。

【河内委員】

学識経験も豊富で、また、これまでも当審議会の会長をお務めいただいております瀬口哲夫委員を推選したいと思います。

【仮議長（鵜飼部長）】

ありがとうございます。

ただいま、河内委員より瀬口哲夫委員を会長にとの推選がございました。

ほかに推選はございませんか。

ないようですので、瀬口哲夫委員を会長とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

【仮議長（鵜飼部長）】

異議なしとの声をいただきました。したがって、瀬口哲夫委員を当審議会の会長とすることに決しました。

会長が選出されましたので、仮議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、ただいま選出されました瀬口会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

【瀬口会長】

こんにちは。ご指名いただきましたので、会長を務めさせていただきます。

小牧市の景観というのも、ずっと住んでいるとなかなか気づかないことが多いのですが、かつては小牧空港がありましたので、海外から戻ってきた際に、小牧空港周辺の景観と欧米の空港の周辺の違いが非常に印象深かったと思います。現在はセントレアに移りましたので、空港周辺の景観も随分様変わりしたと思いますし、小牧市の景観も以後いろいろ、やすらぎみちをはじめ、小牧山周辺の整備が進んで景観の向上が図られていると思います。

今回は、景観行政団体になったということもあり、都市景観基本計画の改定を考えられているようでございます。皆様方の活発なご意見を期待しておりますので、よろしくお願ひします。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

【事務局（馬庭係長）】

ありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、瀬口会長にお願いしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

【瀬口会長】

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

議題（２）職務代理者及び議事録署名者の指名についてであります。

小牧市都市景観条例施行規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、会長職務代理者に学識経験豊富な萩原聡央委員をご指名させていただきたいと思ひます。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

【瀬口会長】

ありがとうございます。

それでは萩原聡央委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議事録署名者でございます。小牧市都市景観審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。

本日の議事録署名者に、萩原聡央委員及び河内伸一委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題（３）小牧市景観計画（案）の策定についてであります。

事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局（丹羽課長）】

都市計画課長、丹羽。

それでは、小牧市景観計画（案）の策定について、説明させていただきます。

資料 1 をお願ひします。

本市は本年 6 月 1 日に景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画の策定が可能となりました。

景観行政団体とは、景観法に基づき良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う団体のことで、都道府県との協議を経て移行することができます。

景観法による景観計画とは、景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画のことで、計画の区域や行為の制限に関する事項、また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針を定めることとなっております。

また、この必須事項とは別に、規制内容の一部を条例で定めることが可能となります。

現行の小牧市都市景観条例及び小牧市都市景観基本計画は市独自で制定しており、今回の改定で必要事項等を記載し、景観法に基づく景観計画とさせていただきます。

ここで、A4、2枚でお配りしました小牧市都市景観基本計画の改定に係る基本方針をご覧くださいと思います。

この方針は、昨年度の審議会でご意見をいただいて定めた計画の改定方針であります。

委員の改選で新たに委員にご就任いただいた方もみえますので、簡単に内容を説明させていただきます。

2の改定に係る検討・分析内容とポイントをお願いします。

本年度と来年度の2か年をかけて改定を行ってまいります。本年度につきましては、アンケート調査による現状把握、課題の抽出・整理、現計画の評価・検証を行い、基本理念・方針の作成を行います。令和6年度につきましては、施策の検討を行い、計画を改定するとともに、関連する条例の改廃等を行う予定としています。

2ページをお願いいたします。

検討の際のポイントといたしまして、①本市における景観資源の抽出、②景観形成の基本理念・方針の作成を挙げております。

3ページをお願いいたします。

改定体制につきましては、(1)市長とありますが、市で計画案を作成し、(2)として、その計画案に対し本審議会や都市計画審議会でご意見をいただきながら進めてまいります。

また、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施しまして、市民からの意見を反映することとしております。

次に、改定スケジュールにつきましては、今年度中に計画の骨子を作成し、来年度には、計画、条例案の検討と改定を予定しております。各年3回程度の審議会を開催する予定でありますので、委員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料1に戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

法律に基づく景観計画の内容が左側、現行の小牧市都市景観基本計画の内容が右側に記載してあります。

法律に基づく計画には3つの必須事項があり、計画区域は市内全域を想定しており、この中で、行為の制限に関する事項、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針につきましては、現計画には具体的な記載がない状況であります。

定めることが望ましい事項として、良好な景観の形成に関する方針とありますが、現計画には景観形成の方針を示しており、市民アンケート等を踏まえ見直しを検討しております。また、景観計画に定めることができる事項として選択事項を記載しております。

続きまして、資料2をお願いいたします。市民アンケート調査の実施についてであります。

現行の計画策定時もアンケートを行っており、前回と同程度のアンケートを実施することで市民ニーズの変化を把握し、計画の改定に反映させることを目的としております。

内容としましては、対象者の属性、景観への関心度や好感度、景観の阻害要因、景観を形成する要素の魅力度と重要度、景観に対する施策の重要度、市民への支援や規制誘導の必要性等を尋ね、市民意識の変化を把握するとともに、方針や規制誘導内容等の検討に使用させていただきます。

調査範囲は市内全域とし、18歳以上の方から2,500人を無作為に抽出して実施したいと思っております。

スケジュールは記載のとおりですが、アンケートの実施は9月4日から9月20日頃を予定しております。

次ページ以降はアンケート調査票の案となっております。

以上、簡単ではございますが、議題(3)小牧市景観計画(案)の策定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

景観計画の策定に関する事柄、また、市民アンケート調査の実施について説明がございました。基本方針にスケジュールがありますが、今は8月ですから、現計画の評価・検証というのがあり、来年度の3月に改定というスケジュールとのことです。現在の計画と景観計画の比較というのが資料1、アンケートが資料2でございます。

ご質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

【河内委員】

市民アンケートの件ですが、桃花台線が廃線になり、現在、小牧原駅ぐらいまでは撤去してあるように見受けられますが、あそこに関して今後どのように整備したらいいのかということはアンケートの中に書いていないのかなと思いました。

【瀬口会長】

景観上気になる点ということですので、状況の説明をお願いしたいと思います。

【事務局(丹羽課長)】

委員からの内容としましては、撤去によって景観が変わってくるため、その後の整備の方向性はどうかといったご質問でよろしいですか。

【河内委員】

そうです。

【事務局(丹羽課長)】

本計画に関しましては、どういった景観にしていこうという目標などを定めるものです。委員

の言われるようにピーチライナーの鉄道敷などもなくなることで景観も変わるかとは思いますが、整備内容に関しましては、県や市の他の審議会等々でも議論する必要があるかと思しますので、こちらで景観としての方向性を出し、それを関連部署と共有していこうと思います。

【河内委員】

今後の課題としてそこを取り入れるべきじゃないかなという考えを持っておりますが、あそこは県の土地になっているのでしょうか。であれば、県との調整も含め、この景観というものを何かの形で審議してもらえるとありがたいかなと思います。これは要望です。

【瀬口会長】

東京だと、東急だったか渋谷からの電車の線を地下化し、地上が緑道みたいになっていたかと思います。そういう事例もありますし、ニューヨークの場合は高架をそのまま残して、高架の上を遊歩道みたいにしてあります。

ピーチライナーの場合は、ニューヨークや東京とは状況が違いますけれども、県の所有ではありますが、それなりに検討してみたらどうかというご提案で、確かに公共のスペースが桃花台までつながっているわけですので、それは景観軸として取り上げたらいいのかどうかなどは検討していただくといいかと思えます。

景観でも、軸的なものとしてエッジやパスがありますが、そういうところに位置づけられるかどうか検討してみたらという提案だと思います。せっかくのご意見ですので、小牧市の景観の資産になるべく検討していただけたらどうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

ピーチライナーがあった景観と撤去後の景観ということで、どういった方向性を持って進めたほうがいいのか事務局で検討してみたいと思います。

【瀬口会長】

よろしく願います。他の部署との動きもありますので、情報共有して進めていただきたいと思います。

ほかにはどうでしょうか。

例えば、A4の資料1を見ますと、今までは市の条例で、法的な拘束はない景観の中身だったわけですが、これを景観法という法律に定める計画に移行したいとのこと。

その際に、まず、景観計画区域というのがありますが、現在の景観基本計画では9ページに市域全体の景観の構造図を入れておりますので、景観計画区域を同じにするかどうか、市の範囲と同じにするかどうかというのは決めなければならない事項の一つです。小さくするというのもあるかもしれませんが、それが必須事項の1です。

2番目は、良好な景観形成のためのルールを定めるというものです。ここに書いてあるのは、建物を新しくつくる場合に、例えば周辺の街並みに調和した建物にしましょう、というのはあったとしても、数値による記載はないので、新しい計画の中で、例えば色彩についてマンセル番号を示した方がいいなどの内容についてもこの審議会でも議論していければと思います。

景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針についても現在の計画には記載がないので、景観重要建造物を何にするかというのがあります。まず候補を出しておいて、市民の皆様が大切にしたいと思うものは景観重要建造物に指定すると改修の場合に多少補助金が出たりしますので、そういうものの候補をどうするか。

景観重要樹木についても、お寺に行くと大きなイチョウの木があったり、集落に行くと大きなケヤキの木があったりしますが、そういうものを地域のランドマーク的に大切にしたいということであれば、景観重要樹木に指定することができるということです。

その下は、現在の計画もありますが、それぞれの景観形成の方針を示し、それに数値目標を入れることができるというものです。

その下を書いてある選択事項は、入れても入れなくてもいいという内容です。例えば、屋外広告物については、現在は県の屋外広告物条例に従っていますが、県と小牧市の事情は違うので、もう少し細やかに、小牧市に合った屋外広告物条例の中身をつくることができますが、どうしましょうかということです。

景観重要公共施設の整備は、道路とか河川、公園などを景観重要公共施設にすると、整備のときにワンランク上の整備が図れるもので、景観計画がこうなっているのではという協議ができるし、水準を上げることも可能であるということが書いてあります。

小牧市では自然公園の指定はありましたか。

【事務局（丹羽課長）】

一部あります。

都市景観基本計画9ページの地図でいきますと、記載はないですが、右上に犬山からかすめるような形で一部入っています。

【瀬口会長】

自然公園法に基づく県の自然公園が犬山から豊田あたりまでありますけれども、それが小牧市の一部、東部丘陵の尾根線のところにあるということです。中央自動車道を走ると、あの辺りの緑の景色はなかなかいいと思いますが、そういうことを今回の改定によって付け加えることもできることになっております。

早めにご意見を伺っておくと検討が進むと思いますので、お願いしたいと思います。

市民の皆様方が景観についてどう考えているのかを聞くためにアンケートも実施するとのこと。市民の方が重要と考えている景観要素や小中学生の意見もアンケートで把握することができるということになっております。

いかがでしょうか。

【倉知委員】

この場でお聞きする内容ではないかもしれませんが、味岡に県指定の清流亭の藤棚があるんですが、あれは個人的な持ち物とか事情がいろいろあるそうですけれども、見ているとかわいそうな状態です。今後どうなるのでしょうか。

【瀬口会長】

景観重要樹木に指定しようと思えば、持ち主の了解を得ながら進めることはできると思います
が、皆さんがいいよとおっしゃらないとできないかと思います。

【事務局（丹羽課長）】

今の清流亭の藤の花は、愛知県の天然記念物に指定されていたかと思います。

以前はあそこにお店があり、お店から藤の花を見られる形になっていましたが、木津用水の改修等もあり、文化財課と調整しながら進めている形であります。

重要樹木に指定すると規制等かけられることとなりますが、木津用水の改修等もありますので、残っていくという形であれば、景観の樹木に指定することも検討の中には入れていきたいとは思
います。

【瀬口会長】

景観重要樹木を指定するのであれば、市内の名木というのをリストアップするといいと思いま
す。

県が何かに指定しているとか、文化財で指定してあれば資料も出させていただいて、皆様のご意
見をいただいたらどうでしょう。それで藤棚が歴史的なものであれば、移植も考えてもいいかも
しれません。

この会議だけで全部決めるわけではないですが、黙っておくと自然消滅してしまうかもしれま
せんし、せつかくの歴史的な財産がなくなってしまうと残念です。

ほかにはどうでしょうか。

【河内委員】

今の件に関連して、景観重要樹木として指定はされないような樹木も大事ではないかと思いま
す。最近あるお店の前の街路樹が全部枯れているということで、国、県も調査に乗り出したとあ
りましたが、そういうことが小牧市内にもあるかもしれないなということは感じました。

今の世の中を考えると、こういうことに対して罰則規定なども何かの形でしていった方がいい
のではないかと思います。罰則があるからという話でもないかとは思いますが、どうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

ご意見のとおり、罰則というよりも、基本的に樹木というのが景観の重要要素であることは間
違いないと思っております。

小牧市道に生えている樹木ですと、南スポーツセンターから犬山につながる犬山公園小牧線、
また、北外山文津線等は街路樹として高木等を植えています。樹木の景観も重要な資源と考
えておりますので、計画に位置づけることなども検討していければと思います。

【瀬口会長】

現在の計画の中ではどういう扱いをしていますか。

【事務局（丹羽課長）】

現在の基本計画には特に位置づけはない状況です。

【瀬口会長】

景観軸として道路軸も重要ということが書いてあり、小牧市の場合は市役所の北の通りは街路樹に限らず建物と道路の間の緑化をすることもしていただいて、緑が比較的たくさんある空間になっているかと思いますが、今回の改定で少し入れたほうがいいのかもかもしれません。

街路樹があるところを出して道路軸の景観にしたり、道路に限らないですけども、37 ページに国道 41 号や高速道路、インターチェンジ、幹線道路における道路緑化等書いてありますね。それをもう少し具体化してもいいかもしれません。

今言われたように、今回問題になっているのは、大型店があると店がよく見えるように街路樹がいつの間にかなくなっている。それは今問題になっている会社に限らず、ほかのところも結構あるみたいです。

緑は欲しいので低木でちゃんと緑があるようにするとか、全部なくなってしまうのは問題なので、そこは検討が必要ですね。お店からすると建物が見えないとすごく嫌みたいです。

ほかに何かありますか。

【河内委員】

ある市民から聞いた話ですけども、緑化の観点からすると樹木は非常にいいのですが、ただ、野鳥、ムクドリ被害が問題になっています。糞が顔に落ちてきたりとか車の上に落ちてきたりとかで、その対策がたちごっこで全く上手くいかないようです。ムクドリがその場所から離れても、その集団は違うところへ行くだけで、そういうことに関してもある程度考えるべきではとなると、樹木の在り方も難しいと思いますが、先ほど会長が言ったように、低木を重視すれば、カラス、鳥等の被害も少なくなるのではないかと思いますのでですけども、バランスが必要かなとは思っております。

以上です。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

小牧市の緑の基本計画というのがありますか。そこでの記述を参考にしながら、景観としては緑が大切だということですので、緑の景観軸をどういうふう形成していくかを検討していただければと思います。

緑の基本計画は担当課が違いますか。

【事務局（丹羽課長）】

みどり公園課が担当になります。

【瀬口会長】

そうですね。担当課と情報をうまく共有し、あまり細かいことまで言えないかもしれませんが、よろしくお願いします。

ほかにどうでしょうか。

【萩原委員】

細かいところの確認ですが、資料1の新たな景観法に基づく計画について、必須事項は必ず計画に盛り込まなければいけない事項、次の定めることが望ましい事項と、あと、選択事項というのは特に入れても入れなくてもよいという理解でよろしいですか。まずこの確認です。

【事務局（丹羽課長）】

委員おっしゃるとおり、市町村独自の地域性に合わせた形で定めることができるという規定ですので、景観条例を小牧市独自で持つかどうかとか、重要公共施設の整備に関する手法等に関しましても、市町村の事情に合わせた形で策定することができるというものになります。

【萩原委員】

わかりました。ありがとうございます。

次に市民アンケート調査ですが、今後のスケジュールを見ますと、アンケート調査を経て第2回審議会ですと議論していき、今年度末に計画骨子作成ということで、このアンケートが恐らく重要なものとして位置づけられるのかなと思いました。その中で、このアンケートの配付数2,500という数の妥当性について教えていただきたいのと、また、18歳以上の方から無作為抽出とありますが、年齢配分とか年代構成はバランスよくできるのかをお聞きしたいです。

そしてもう1つは、小牧市景観計画の中の必須事項や定めることが望ましい事項との関連性です。恐らく全部盛り込まれていると思うのですが、例えば必須事項、景観計画区域についてはこのアンケートに基づいて設定できるですか、原案を作成できるのか、そういう見通しをお持ちでしょうか。この点について質問いたします。

よろしく申し上げます。

【事務局（丹羽課長）】

まず、アンケートの配布数ですが、前回のアンケート調査結果の回収率を用いて有効数を計算しておりますので、根拠を持って2,500を設定しております。

また、計画の必須事項、選択事項に関しまして、アンケートから設定できるかといったようなお尋ねもありましたが、関連する設問は設けてあります。

しかしながら、アンケートが全てという形ではなく、市民意識を把握しつつ、事務局でどういう方向性がいいか検討し、委員の皆様にご提示しながら議論していただいて、といった形で進めていきたいと考えております。

また、18歳以上の方の無作為抽出で年齢バランスはどうかという質問ですが、これは無作為という形で選定しておりますので、この年代から何人という形では設定していない状況でございます。

【萩原委員】

ありがとうございます。

他市では、人口何人のところでこれぐらいの人数ならばアンケートが成立すると聞いていたののでこの点を質問したのと、例えば駅前の都市開発をする場合とか、利用する年代層や居住区などをふまえ、無作為抽出よりある程度属性を分けながらアンケートを取ったという例もあるため、

その点についてご質問しました。

もう一点、例えばアンケートの内容として、先ほど委員から質問がありました樹木の指定など市として計画に盛り込もうとするときに、そうした意見を市民から得られるようなアンケートになっているのでしょうか。

【瀬口会長】

萩原委員が言われたように、例えば景観上重要と考える建物や樹木がありますかという質問項目があってもいいかもしれないと聞きながら思いましたがどうでしょうか。

計画に反映させようとする場合、具体的に言ってもらえると素材になり得ると思います。今回新しくなるのは景観重要建造物、景観重要樹木、公共施設、いろいろあるわけですが、建物と樹木は聞いてみるといいかもしれません。

どうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

問 2-③のところで、市内であなたが好ましいと思うおすすめの景観と、反対に好ましくないものをという設問がありますので、ここに樹木や建物等も書いていただけるような形にするか、あるいは自由記述欄等もございますので、選択事項の項目といったものも例示して記入していただけるような形で検討します。

【瀬口会長】

問 2-③に好ましい景観や場所、建物、そして樹木を追記するといいかもしれませんね。

少し気になるのは、小牧山城は景観重要建造物になるかどうか、皆さん考えたことはありますか。

【河内委員】

そういう建物だと思います。

【瀬口会長】

だから、そういう建物だと思うかどうかとはっきり聞くという手もあります。

ちなみに、愛知県内で、鉄筋コンクリートのお城でありながら景観重要建造物にしているのは、岡崎市です。岡崎市は景観重要建造物に指定しています。資料がないため木造で建て替える望みがありませんので。

岐阜城も木造の資料は全くないのですが、あそこは何か地域指定がされていたかと思います。歴史的風致ではなくて、何か地域指定があり、その構成要素として岐阜城が入っているので、一応大切にしようとなっています。

ですので、小牧市としては小牧山城をどう考えるかというのを今回の計画でどうするか問うかどうか。

聞かずに次世代に送ろうという手もあると思いますが、これを入れておくと、寿命が来そうなときは耐震補強することになるかと思いますが、小牧山は国の史跡ですよ。

【事務局（丹羽課長）】

そうです。

【瀬口会長】

そうですね。国の史跡だと、壊すとつくれません。

コンクリートでつくれないので、延命措置になってしまいます。延命措置をしようとする、やっぱり景観重要建造物に指定しているほうがいいのかもかもしれませんし、わからないですね。ご検討ください。

ほかはどうでしょうか。

【谷口委員】

直接関係ないかもしれませんが、日本中あちこちで災害が起きています。愛知県でいうと、伊勢湾台風の状況を私も知っていますが、風が起きたときに、防災計画上小牧はどうするのだろうかと思います。防災計画上、何か考えていかないといけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

【瀬口会長】

小牧市には防災計画があると思いますが、どうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

市役所でも防災を担当する部署があり、そこで防災計画等々定めております。

都市計画課が関連するところでは、小牧市立地適正化計画という人口減少世代の中である程度の人口密度を維持しつつ、それを交通で結んでコンパクトシティを形成していこうというものの中にも防災指針などを盛り込むようにということになり、本市としても防災計画というものは担当部署で策定しつつ、まちづくりといった都市計画の部門でも防災指針を位置づけていくといった流れにはなっております。

【瀬口会長】

風に対しては書いてないですね。

【事務局（丹羽課長）】

そうですね。おっしゃられるとおりの伊勢湾台風みたいな大きな台風が直撃したとき、先ほども議論にありました高木の街路樹などは植えている状況にもよりますが、どれくらいの風速に耐えられるかというものはありません。建物の基準とか看板などは、風速何メートルで耐えられるような構造基準といったものはございますが、樹木等に関しては、私の知識の中ではないと思います。

【瀬口会長】

水に関しては、説明していただいたとおりの対策は一応考えられているということと、尾張の北のほうは県の計画で地下の排水路ができたという感じがします。

【事務局（丹羽課長）】

江南とか扶桑の話かと思います。

【瀬口会長】

いろいろありますのでなかなか難しいですけども、そういう対策は一応検討して、予算の範囲で実行しているようには思います。

景観上影響するのは、台風による倒木で風景が変わったということはあるみたいです。それは自然災害上、人命に影響なければやむを得ないかもしれません。

高原委員、いかがですか。

近年は、空き家の問題が景観と関係しているということで、前回も高原委員からお話があったかと思います。

【高原委員】

少しさせていただいたかと思います。

【瀬口会長】

空き家は景観上問題であるということと、ソーラーパネルも聞きますが、小牧市はあんまり問題ないかもしれません。

それから、産廃・残土、廃土です。それらも直接ほかの管轄があると思いますが、やはり景観上少し関連するものについては検討に挙げていただいて、どうするかというのを一応考えてもらうというのもいいかなと思います。

笹原委員、いかがですか。

【笹原委員】

市ではいろいろな部署で計画を策定しております。先ほどの話ですと、例えば地域防災計画や緑の基本計画は当市の施策でやっており、様々な部署で持っている計画と景観の計画が整合性を図っていかないといけないと思いますので、庁内組織においても、各課の意見照会をする中で、しっかり整合を取った上で計画を策定するというのが大事かなと考えております。

以上です。

【瀬口会長】

景観の場合は市民にも比較的わかりやすいですし、行政上も割と楽しく進めると思いますので、少し緩い語り口で踏み出すようなことができればいいなと思いますが、整合を取っていくのは重要だと思います。

ほかにはよろしいですか。

【谷口委員】

例えば小牧にどれだけの雨が降ったときにどういう問題が発生するか、何かお持ちでしょうか。

【瀬口会長】

一応ハザードマップなどあるかと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

会長から少し話がありましたハザードマップというものはございます。

どれだけの雨が降るといのは場所にもよりますし、河川等々の切れる場所によって水害も違いますし、遠くで降っても水位が上がることもあります。いろんな事情が絡んで災害が起きるとい状況でありますので、そういったハザードマップなどで市民の皆様一人一人が自分の住んでいるところはどれくらいの高さでという意識を持っていただくと、災害に関する情報も少し違ってくるのではないかなと思っています。

【谷口委員】

例えば、計画書 43 ページに地図がありますが、小牧山から東、川が 1 本流れていますが、その間は大きな川が一本もないです。その水をどこへ集めるのか、どういうふうに計画しているのか。

さっき言いました防災計画上必要になると思いますが、どういう考えをお持ちなのか。お聞きしたいと思います。

【事務局（丹羽課長）】

私も河川のことについてそこまで詳しくないのですが、小牧はほぼ新川流域の水域です。あとは八田川流域で八田川のほうへ流れていく流域と、2つに分かれている状況です。川がないとおっしゃったところに関しましては、大山川や巾下川、五条川などに流れていくようになっています。

新川流域に関しましては、東海豪雨の教訓の中で、既存の田んぼを埋め立てて使用する場合には、所定の量を貯めながら開発していく、県からも、各市町村にこれぐらいの水を貯められるようにと規定値もいただいております。以前はそういったルール等がない状況で東海豪雨が起きてしまったことを教訓に、なるべく宅地開発でも水を貯めながら河川行政をやっているという流れになっています。

拙い説明で申し訳ないですが以上です。

【谷口委員】

承知しました。

【瀬口会長】

何か心配事があるのですか。

【谷口委員】

ええ。例えば災害が起きたときに水をどういうふうに処理するのか。それが非常に気になります。

【瀬口会長】

統計上、5年に一度、10年に一度、50年に一度とかいう時間雨量とか24時間雨量というのがあって、それに基づいて河川の計画をつくっているかと思います。

10年に一度ぐらいのレベルの堤防ですので、100年に一度の雨が降ったとすると、それは皆さん自身で気をつけてくださいということです。

【谷口委員】

気をつけるしかないですか。

【瀬口会長】

先ほど説明のあった立地適正化計画で危ないところは住まないでとなっているので、最初から気をつけて欲しいのですが、住む人はいるんですね。しかし、住んでしまったから堤防を何とかしてと言っても難しいですので、それは個人個人で考えていただく必要があるかと思います。個人が勝手に行ったところに税金で堤防をつくるわけにはいかないのです。

先ほどのハザードマップも、破堤した場合や堤防が切れた場合に、堤防の高さまで水が上がってきます。それで考えると、自分の家はどこの高さというのは知ってもらって、もう1つは、破堤した場合の流速、水が来るスピードとか深さが県のハザードマップで出ているはずですので、それ見て皆さん自衛していただければと思います。

当然想定外のことも起こるので、危険が想定される場所は公園とか、人が住まないように土地利用を考えていただきたいなど。都市計画マスタープランでしっかりやってほしいと思います。

【谷口委員】

でも、団地ができているところもありますからね。

【瀬口会長】

それは本当はよくないのですが、広島県の崖が出水しそうだというところで、急傾斜の危険地帯の指定をしたいと言ったら、住民が反対しました。そしたら出水し、誰の責任かということなんです。

住民の方もその辺をわかっていただかないと。県の指定ができないということがありますので。ほか、よろしいですか。

【河内委員】

市民アンケートの9ページに都市景観形成重点区域として赤で示され場所がありますが、今、合瀬川から駅のほうへ向かって100mぐらい行ったところにもものすごく大きい屋外広告物があります。この条例が施行された後は、そういうものは既得権として認めるのか、取ってもらうようにするのか、期限を定めるのか。そういうのはどうなるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

先ほどの計画の選択事項の中で、屋外広告物条例を市で持つのか、持った場合に都市景観重点区域を屋外広告物の禁止区域にしていくかどうかというのは、この場でまた議論しながら進めて

いければと思います。

例えばですが、このエリアを屋外広告物の禁止区域と定めた場合、既存広告物についても、許可更新制になっておりますので、次回の更新等ができない形にはなると思います。

そういった条例等の規制も含めて、この会の中でご審議いただきながら慎重に決めていきたいと考えております。

以上です。

【高原委員】

空き家対策の件でお伺いします。

空き家を壊してしまうと宅地に対して税金が高くなるという話を聞ききました。それだけではないと思いますけれども、それについて税金が上がるのは嫌だなと考える方もおみえになると思いますが、その辺いかがでしょうか。高くなるのか、今までのように維持していけるのか、お聞きしたいです。

【瀬口会長】

制度的に宅地は安くしているので、使わないものは元へ戻すと、所有者から見ると税金は上がります。

でも、今回の制度はもう少しきめ細かいですね。

【事務局（丹羽課長）】

住宅用地として建物を建てた場合に土地の固定資産税などは軽減措置があり、住んでいなくても建物が建っているところに関しましては、土地含めて固定資産税の軽減措置がかかっているという状況です。

ただ、壊して更地になってしまうと、先ほど会長が言われたように軽減措置がなくなって、本来の固定資産税に戻ってしまい、所有者からするとどうしても税金が上がるような形に見えてしまう。

ただ、今国が進めている空き家法の改正等々において、空き家の本質的な影響のところを少し触っていこうとしているところではないかと思えます。

詳細は把握しておりませんが、今後の動向としては、住めないようなぼろぼろになっているところに関しては、正規の税金を払っていただくといった動きになっていくのではないかと承知しております。

【高原委員】

だから壊さずにいるという方もみえると思います。

【瀬口会長】

ですので、壊していなくても、税金を元に戻す措置ができるようにしようというのが今の説明だと思います。全部ではないですが。

もともとは、戦後、空いた土地をそのままにしておくのではなく、住宅不足だったので活用するため、建物をつくってくれたら少し安くしますよ、みんな活用してくださいよというのが続い

てきたわけです。

今は住宅が余ってきているので、今まで優遇していたのを少しずつ元に戻せないかという動きかと思います。

今日いただいた意見はアンケートの参考になると思います。アンケート後に原案をつくっていきますが、2回、3回は意見をいただけますね。今日の議論も踏まえて関心を少し高めていただいて、次回、ますます活発なご議論をいただきたいと思います。

小牧市の景観計画でこんなまちをつくりたいというキャッチコピーみたいなものがあるといいかもしれませんね。総合計画か何かで「人と緑かがやく創造のまち」とあったと思いますが、同じでいいか、変えるのか、それともなしでいいか。あったほうが共通のイメージが持てそうな気がします、どうですか。

【事務局（丹羽課長）】

今後検討させていただきます。

【河内委員】

会長がおっしゃったように、何かあるといいと思います。

アンケートか何かで、市民の人からいただいたほうがいいとも思います。

小牧市民憲章にも「緑とやすらぎのある美しいまちにしましょう」ということが書いてありますし、都市景観審議会の中で決めるだけでなく、市民から聞くのも一つかと思います。

【事務局（丹羽課長）】

アンケート調査から、市民の皆様がどういったことに関心があるかというのはわかってくると思いますので、それに関連づけながらキャッチコピー、まちづくりの方針の案を出しつつ、皆様にもご審議いただきながら決めていくことを検討していきたいと思います。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

今日いただいたのは、ピーチライナーのこと、キャッチコピーのこと、市民アンケートから少し意見を聞いたかどうかということです。市内の名木、景観重要樹木、景観重要建造物、先ほどの街路樹等の沿道の緑化、屋外広告物、空き家、防災計画等について、皆さん方からご意見をいただきました。今日の意見を踏まえて事務局で検討していただいて、一步も二歩も進んだ景観基本計画になるようにしていただきたいと思います。

議題（3）小牧市景観計画（案）の策定について、皆様方からご意見をいただいたので、参考にしながら進めていただきたいと思います。

次に、日程2、その他でございます。

事務局から何かありましたら、お願いいたします。

【事務局（馬庭）】

その他といたしまして、2点ご連絡させていただきます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。その後、瀬口会長及び本日の議事録署名者でありますお二人にご署名いただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

2点目としまして、今後の審議会の開催予定でございます。第2回目の審議会を、今年の11月頃開催を予定しております。日程が決まりましたら、開催通知を郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

全体を通して何か皆様方からございますか。

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了させていただきます。

これをもちまして、令和5年度第1回小牧市都市景観審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。